

刑法事例演習 メソッドから学ぶ

十河太朗

Chapter I 問題集

有斐閣

ISBN 978-4-641-13948-0

©2021, Taro Sogo

問題 0

以下の事例について、X、Y および Z の罪責を論じなさい。

ある日の午後 8 時 30 分ころ（以下、時刻のみを示す）、X は、友人 A と繁華街を歩いていたところ、前方から歩いてきた酩酊状態の Y とその後輩 Z とすれ違った。その際、A と Y の肩がぶつかり、A と Y は口論を始めた。午後 8 時 40 分ころ、興奮した A が Y の肩をつかんだところ、酩酊していた Y は、A に肩をつかまれたことはほとんど意識せず、とにかく A を痛めつけてやろうという気持ちから、A の顔面を殴り（第 1 暴行）、A は、転倒して地面に頭部を強打し、脳挫傷を負った。

周囲に見物人が集まってきたため、Y は、20 m ほど離れた公園に A を連れて行き、X と Z も、これを追った。午後 8 時 50 分ころ、Y が A を殴ろうとしたところ、A が逃走を図ったため、Y は、Z に対し、「逃がすな」と指示した。Z は、Y の指示に従い、A の前に立ちはだかり、両手を広げて A の逃走を阻んだ。そこで、Y は、A の背中を蹴った（第 2 暴行）。その後、Y と Z は、公園から逃走した。なお、Y と Z は、A が怪我をしていることを認識していなかった。

午後 9 時ころ、X は、近くで一人暮らしをしている X 宅に A を運んだ。A は、意識もうろうとなっていたが、X は、「病院に連れて行くのも面倒だ。このまま A を放っておいても死ぬことはないだろう」と思い、A を放置した。

午後 11 時 30 分ころ、A は、第 1 暴行によって生じた脳挫傷により死亡した。第 2 暴行は、A の死因や死亡時期には全く影響しなかった。

午後 10 時ころまでは、A は、すぐに治療を受けさせれば確実に救命できる状態だったが、午後 10 時 30 分ころには、救命の可能性が五分五分になっていた。午後 8 時 30 分以降、Y は、事理弁識能力が著しく低下していた。

問題 I

以下の事例について、Xの罪責を論じなさい。

Xは、保険金をだまし取るため、火災保険の掛けられているX所有の空き家を燃やそうと企て、その空き家に誰もいないことを確認し、ライターで火をつけた。その結果、空き家は半焼したが、周囲の建物に延焼する可能性は全く生じなかった。

問題 2

以下の [1] の X, [2] の Y の罪責を論じなさい。

[1] X は、妻 A の所有する A 宅で A と暮らしていた。X は、A が 2 泊 3 日の旅行に行ったのを、「A は離婚の意思で家を出て行き、二度と戻ってこない」と誤信し、自暴自棄になって A 宅に火をつけ、全焼させた。

[2] Y は、「B 宅に延焼してもかまわない」と思いながら、B 宅の玄関前に置いてあった B の荷物に火をつけた。火は燃え上がり、火の粉が B 宅に達したところで消えた。

問題 3

以下の事例について、X、Yの罪責を論じなさい。

Xは、AがXとその友人のYを中傷したことから、制裁としてAに大怪我を負わせてやろうと思い、Aを公園に呼び出し、Aの顔面を殴り、Aの頭部を殴った。Xは、さらに地面に倒れたAの腹部を蹴った。Xは、ぐったりしているAを自動車に乗せて、約3km離れた港に連れて行った。その移動の途中でYに電話で事情を説明し、港で一緒にAに制裁を加えるよう求めた。Xが公園でAに暴行を加えてから約1時間後にYが港に到着し、XとYは、多数回にわたりAの頭部を殴ったり腹部を蹴ったりした。Aは、骨折等の傷害を負ったが、上記のいずれの暴行からいずれの傷害の結果が発生したかは不明だった。

その後、Aが悪態をついたため、XとYは、Aに殺意を抱き、力任せにAの顔面や腹部を殴る蹴るなどした。そのとき、通行人に発見されたため、XとYは、その場から逃走した。

問題 4

以下の事例について、Xの罪責を論じなさい。

Xは、自動車を運転中、前方をよく見ていなかったため、通行人Aに気づくのが遅れてAに自動車を衝突させ、挫傷等の傷害を負わせた。Xは、Aを病院へ連れて行くためにAを自動車に乗せたが、その後、犯行の発覚を恐れて、病院に向かうのを躊躇した。Aはその時点ですぐに治療を受ければ確実に救命できる状態だったにもかかわらず、Xは、Aが死亡してもかまわないと思いながら、病院には向かわずにあてもなく漫然と付近を自動車で行した。その結果、Aは車内で上記傷害により死亡した。

XがAをはねたところをXの友人Bが偶然目撃していたことから、Bは、X方を訪れ、Xに自首するよう勧めた。Xは、それを聞いて立腹し、傷害の意思で、Bの頭部や腹部等を多数回殴打し、脳出血を負わせた。その後、Xは、Bを自動車に乗せて港まで運搬し、その場に放置した。Bは、脳出血により死亡した。

問題 5

以下の [1] の X, [2] の Y の罪責を論じなさい。

[1] X は、食料品店 A で万引きを企て、缶ビールをこっそり自分の鞆に入れて店を出た。そこに A の店主 B が追いかけてきて、X に「お支払いされていませんよね。お返してください」と言った。そこで、X は、B を力任せに何度も殴り、缶ビールを持って逃走した。

[2] Y は、食料品店 C で万引きを企て、缶ビールを自分の鞆に入れようとしたところ、C の店主 D に見つかった。そこで、Y は、D を力任せに何度も殴り、缶ビールを持って店から逃走した。

問題 5'

以下の [1] の X, [2] の Y の罪責を論じなさい。

[1] X は、銀行員を装って A 宅を訪れ、A に「通帳を新しいものと交換しますので、通帳と印鑑をお預かりします」と嘘を言い、これを信じた A から通帳と印鑑を受け取って A 宅を出た。その後、X の態度を不審に思った A が追いかけてきて、X に「通帳と印鑑を返してくれ」と言った。そこで、X は、A を力任せに何度も殴り、通帳と印鑑を持って逃走した。

[2] Y は、銀行員を装って B 宅を訪れ、B に「通帳を新しいものと交換しますので、通帳と印鑑をお預かりします」と嘘を言った。B は、通帳と印鑑を用意したものの、Y の態度を不審に思い、Y に「身分証明書を見せてくれ」と言った。そこで、Y は、B を力任せに何度も殴り、通帳と印鑑を B から奪って B 宅から逃走した。

* 問題 5' の解説は、ウェブサポートでお読みください。

問題 6

以下の事例について、X、Yの罪責を論じなさい。

ゲームソフトの開発を手がけるA社の営業部のXは、ライバル会社のB社のCから、報酬と引換えに機密資料の持出しを依頼され、A社の開発部の管理するゲームソフトに関する機密資料のファイルを持ち出した。

A社の開発部のYも、Cから同様の依頼を受け、自己の管理するA社の機密資料のファイルを持ち出した。

さらに、Yは、A社が開発中のゲームソフトのプログラムを自分のメモリに保存して持ち出し、Cに渡した。

問題 7

〔設問 1〕 以下の [1] ~ [3] の X の罪責を論じなさい。

X は、路上で A の落とし物の鞆を拾った。その鞆には、B 銀行 C 支店の A 名義の口座の通帳、キャッシュカード、暗証番号の書かれたメモ、印鑑が入っていた。X は、その口座の金を使おうと思い、その鞆を持ち去った。

[1] X は、B 銀行 C 支店の窓口で前記通帳と印鑑を使い、係員 D に A 名義の口座からの払戻しを請求し、現金 10 万円を D から受け取った。

[2] X は、B 銀行 C 支店の ATM で前記キャッシュカードを使い、現金 10 万円を A 名義の口座から引き出した。

[3] X は、B 銀行 C 支店の ATM で前記キャッシュカードを使って、10 万円を A 名義の口座から E 銀行 F 支店の X 名義の口座に送金した。

〔設問 2〕 以下の事例について、Y の罪責を論じなさい。

Y は、G の代わりに株取引をするための資金として G から預かって手元で保管していた現金 100 万円を自己の買い物の支払いに使った。

〔設問 3〕 以下の事例について、Z の罪責を論じなさい。

Z は、H の代わりに株取引をするための資金として H から預かって B 銀行 C 支店の Z 名義の口座に預金していた 100 万円を自己の買い物の代金として E 銀行 F 支店の I 名義の口座に送金した。

問題 8

以下の事例について、X、Yの罪責を論じなさい。

Xは、Aを殺害して現金を強奪しようとして決意し、夜遅く家を出た。Xの様子を不審に思い、Xの妻YがXの後をついて行った。Xは、A宅に入り、包丁でAを刺殺した。なかなかXが出てこないため、YがA宅に入ると、Xが包丁を持って立っていた。Xは、Yに対し、「金を盗むためにAを殺した。今から金を探すから、お前は見張りをしろ」と命じた。Yは、躊躇したものの、Xから強く命じられたことと、家計の助けになるかもしれないという思いから、Xの指示に従い、A宅の前で見張りをした。その間に、Xは、現金50万円を見つけ、これを持ってYと逃走した。

問題 9

以下の事例について、X、Yの罪責を論じなさい。

X（男性、45歳）は、普段から娘Y（12歳）に暴力を振るい、Yを意のままに従わせていた。Xは、「ビールを万引きしてこい」とYに強い口調で命じた。Yは、これを拒むとXから暴力を振るわれると思い、恐怖心からXの命令に従い、酒店Aで缶ビールを盗んだ。

問題 10

以下の [1] ~ [3] の X と Y の罪責を論じなさい。

[1] X は、Y に対し、A の足元に置いてある A の鞆を指さし、「そこに置いてある俺の鞆を持ってきてくれ」と頼んだ。Y は、X の言葉を信じ、A の鞆を取ってきて X に渡した。

[2] X と Y は、通行人を襲って財布を奪おうと計画し、路上で X が通行人の B を殴って羽交い絞めにし、その間に Y が B の財布を奪って、逃走した。

[3] X は、被告人 C の公判に証人として出廷する Y が C に有利な虚偽の陳述をすると知っているのを聞き、Y に助言した。Y は、公判において証人として宣誓した上、X の助言に従い、記憶に反する陳述をした。

問題 11

以下の事例について、X、Yの罪責を論じなさい。

A社社長のXは、株主総会で使用するためB名義の委任状を無断で作成しようとした。Xは、その委任状の下書きを作成して秘書のYに渡し、事情を話した上で、清書するよう指示した。Yは、これを承諾し、パソコンでB名義の委任状を作成した。

問題 12

以下の事例について、X、YおよびZの罪責を論じなさい。

Xは、同級生のY、後輩のZと雑談中、Yが「Aは現金50万円を自宅に置いている」と述べたため、「俺がAの家に入ってその50万円を盗んでくる。その間、見張りをしてくれ。20万円がお前の取り分だ」とYに持ちかけた。Yは、生活費に窮していたことから金が欲しいと思い、「分かった。Aは一人暮らしで、毎朝8時から30分間、散歩に出かけるから、その間に盗みに入れ。玄関ドアの鍵を開ける道具は俺が用意する」と応じた。Xは、「じゃあ、明日やろう」と言い、Zに「Aの家は遠いから、自動車で俺たちをAの家へ送ってくれ。報酬は1万円だ」と頼んだ。Zは、気が進まなかったが、先輩のXの頼みだったため断れず、渋々承諾した。

翌日午前8時ころ、Zは、自動車でXとYをA宅に送り届け、すぐにその場を離れた。Yは、開錠に使う道具をXに渡した。AがA宅を出た後、Yが見張りをしている間に、Xは、Yの用意した道具でA宅の玄関ドアをこじ開けてA宅に入り、書斎で現金を探した。そのとき、AがA宅に戻ってきたため、XとYは逃走した。

1か月後、Xは、どうしても金が欲しかったため、再度A宅に空き巣に入ろうと決意し、YやZには告げずに留守中にA宅に立ち入り、現金20万円を持ち去った。

問題 13

以下の [1], [2] の X と Y の罪責を論じなさい。

[1] X は、突然 A にナイフで切りかかれて防戦していたところ、Y が通りかかったため、A の攻撃から逃れたい一心で Y に「助けてくれ」と言った。Y は、X が A を一方的に攻撃していると思い込み、X に加勢する意思で「分かった」と答え、X と Y は、ともに A を殴り、傷害を負わせた。

[2] X は、護身用に木刀を持っておきたいと思い、Y に「木刀を貸してくれ」と頼んだ。Y は、「X が B を襲撃するために木刀を使うに違いない」と思い、木刀を X に渡した。X は、突然 B にナイフで切りかかれ、自分の身を守るため、その木刀で B を殴打し、傷害を負わせた。

問題 14

以下の事例について、X、Yの罪責を論じなさい。

Xは、路上においてAから突然鉄パイプで殴打されそうになり、自分の身を守るために応戦していた。そのとき、Xの友人Yが通りかかったため、Xは、Yに「助けてくれ」と言った。Yは、XがAに突然殴りかかれたのではなく、単にXとAが喧嘩していると思い込み、Xに加勢することにした。

Yは、近くにあった木の棒をXに渡し、「一緒にAをやっつけよう」と言い、XとYは、協力してAを殴打した上、逃げ場のない路地にAを追い詰めた。しかし、Aが「この野郎」などと叫び、依然として攻撃の意思が旺盛だったことから、Yは、これ以上喧嘩に巻き込まれたくないと思い、Xに「俺は帰るぞ」と言って、その場を立ち去った。

再度Aが鉄パイプでXを殴打しようとしたので、Xは、自分の身を守るため、Yから渡された木の棒でAを殴打した。Aは、逃げ場がなかったことから、これを避けることができず、全治2週間の打撲傷を負い、逃走した。

問題 15

以下の事例について、Xの罪責を論じなさい。

Xは、Aデパートの営繕部営繕課の課員であり、Aデパート本店の防火管理者に選任されていた。消防法令により、百貨店の建物の管理者は、消防計画の作成、これに基づく消火・通報・避難訓練の実施、消防・消火活動に必要な設備・施設の点検・整備等、防火管理上必要な業務を防火管理者に行わせることが義務づけられている。しかし、消防局の再三の指摘にもかかわらず、Aデパートでは、消防計画の作成や避難訓練等の実施、避難器具等の設置はなされていなかった。Aデパートでは、代表取締役社長のYが人事および経営管理業務の一切を統括掌理し、各取締役や従業員らに直接指揮命令するなどして業務の遂行に当たっていた。上記の防火管理に関する方針もYが決めたものであり、他の取締役やXらは、実際には防火管理の業務に携わっていなかった。

某日、Aデパート本店2階の階段で客のZがたばこを吸い、消火せずに立ち去ったため、その火が近くの段ボール箱に燃え移り、3階フロアに燃え広がった。従業員Wらは客を適切に誘導することができなかったため、逃げ遅れた客のBらが一酸化炭素中毒等により死亡した。

問題 16

以下の [1] の X, [2] の Y の罪責を論じなさい。

[1] A 社の営業部に勤める X は、上司 Y に恨みを抱き、Y を困らせるため Y の財布を持ち出して捨てようと考えた。X は、無人の営業部の部屋において Y の鞆に近づき、その鞆の中から現金 5 万円入りの Y の財布を取り出し、X の上着のポケットに入れ、部屋を出た。

X は、自宅に戻り、Y の財布と現金を見て、捨てるのが惜しくなり、いつか飲食代に使おうと思い、Y の財布と現金 5 万円を自宅で保管した。

[2] A 社の営業部に勤める X は、生活費に困り、営業部の部屋において上司 Y の鞆の中から現金 5 万円入りの Y の財布を取り出し、X の上着のポケットに入れ、部屋を出た。Y は、X が Y の財布を持ち去ったことに気づき、約 2 分後、A 社の建物内で X から無理やり Y の財布を取り返した。

問題 17

以下の [1] の X, [2] の Y, Z の罪責を論じなさい。

[1] X は, A と口論となり, かっとなって腕を A の首に回して絞め, そのまま A を地面に引き倒した。これにより A は足に裂傷を負った。X は, A の首を絞め続けながら, A の上着のポケットに財布が入っているのを見て, これを奪おうと決意し, A の首を絞め続けた。A が抵抗しなくなったため, X は, A の財布を奪い, 逃走した。

[2] X は, 高齢者に電話をかけてだまし, 現金を送付させる計画を立て, Y を仲間に誘った。ただ, X が検挙されるリスクを減らすため, 被害者から送られた荷物を Y が受け取った後, バイク便の業者を介して X に届けることにした。X と Y は, バイク便の業者 Z にすべて事情を話して荷物の運搬を依頼し, Z は, これを了承した。

X は, 食品会社の社員を装って B に電話をかけ, 「未払いの代金 20 万円があるので, 現金を送ってください」とだました。これを信じた B は, 指定された住居に現金 20 万円入りの荷物を送った。翌日, Y は, B から送られてきた荷物をその住居で受け取り, Z がこれを回収して運搬し, X に届けた。

問題 18

以下の [1] の X, [2] の Y の罪責を論じなさい。

[1] X (男性) は、自動車で行中、路上を歩いていた A (女性) を約 5 km 離れた山林に連行して強いて姦淫しようと決意し、A を無理やり自動車のトランクに引きずり込んだ。その際、A は、頭部をトランクに打ちつけ、打撲傷を負った。

X は、自動車を走行させて約 10 分後に山林に到着し、A をトランクから降ろして A の顔面を殴るなどし、姦淫しようとした。しかし、偶然、通行人が通りかかったため、X は逃走した。

[2] Y は、B が公園のベンチに B の財布を置き忘れて立ち去るのを見かけ、その財布を自分のものにしようと企てた。Y は、約 1 分後、B が公園を出てそのベンチから約 30 m 離れた地点に達したのを確認し、B の財布を自分の鞆に入れた。

近くで一部始終を見ていた C は、「何をしている」と言って Y の腕をつかんだ。Y は、C の手を振りほどき、逃走するため殺意をもって所携のナイフで C を刺し、失血死させた。

問題 19

以下の事例について、X、Yの罪責を論じなさい。

Xは、嫌がらせのため、A宅の前に停めてあったAのバイクとBのバイクに火をつけた。火は大きく燃え上がり、A宅に火の粉が達した。XにA宅を燃やす意思はなかった。

これを目撃したYは、弱みに付け込んでXから金を脅し取ろうと思い、Xの手足をロープで縛り、Y宅に連行して、Y宅の居間に閉じ込めた。その後、Yは、Xに「金を出せ。出さないと、放火のことをばらすぞ」と要求し、恐怖心を抱いたXから現金10万円を受け取った。

騒ぎを聞いた警察官CがY宅に駆けつけ、Yを現行犯逮捕しようとした。Yは、Cを殴って打撲傷を負わせ、逃走した。